

令和 6 年

第 4 回 定例市議会

議 案 書

阿 久 根 市

公開用

付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ペ ー ジ
10	専決処分の承認について (令和6年度阿久根市一般会計補正予算(第5号))	別 冊
11	議会の委任による専決処分の承認について	1
議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
51	公平委員会の委員の選任について	3
52	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について	5
53	阿久根市子ども発達支援センターこじかの指定管理者の指定について	7
54	阿久根小学校20号棟長寿命化改修工事(建築)請負契約の締結について	9
55	阿久根中学校23号棟長寿命化改修工事(建築)請負契約の締結について	11
56	阿久根市役所出張所設置条例及び阿久根市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	13
57	阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
58	令和6年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)	別 冊
59	令和6年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第1号)	別 冊

報告第11号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

専決第9号

損害賠償の額を定め、和解することの専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月8日

阿久根市長 西 平 良 将

1 概要

令和6年7月14日、市が所有する波留の鷲ヶ峯墓地の法面が、梅雨前線豪雨により、高さ約8メートル、幅約11メートルにわたって崩落し、隣接する相手方の住宅・外構設備等に損害を与えたものである。

2 相手方

- (1) 住所 ※※※※※※※※※※※※※※
- (2) 氏名 ※※※※※

3 損害賠償の額

161,590円（境界フェンス、物置壁面等）

専決処分する理由

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、市長専決処分事項の指定について（平成24年9月26日議決）の定めるところにより、専決処分する。

議案第51号

公平委員会の委員の選任について

下記の者を、公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※※
氏 名	濱 崎 ゆかり
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

公平委員会の委員 濱 崎 ゆかり 氏が令和7年2月28日をもって任期満了となるので、更に同氏を選任しようとするものである。

議案第51号参考

濱 崎 ゆかり 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※※年※※月※※日

学 歴

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 の 役 職

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第52号

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日限りで鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から大口地方卸売市場管理組合を脱退させ、鹿児島県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

(別紙)

鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

鹿児島県市町村総合事務組合規約（平成19年指令市町村第1284号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「，大口地方卸売市場管理組合」を削る。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第53号

阿久根市子ども発達支援センターこじかの指定管理者の指定について

阿久根市子ども発達支援センターこじかの指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
阿久根市子ども発達支援センターこじか
- 2 指定管理者に指定する団体
社会福祉法人青陵会
- 3 指定する期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

阿久根市子ども発達支援センターこじかの指定管理者を指定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第53号参考

指定管理者に指定する団体の概要

- 1 団体の名称 社会福祉法人青陵会
- 2 代表者名 理事長 折 橋 喜 典
- 3 所在地 鹿児島県阿久根市赤瀬川887番地 1
- 4 設立年月日 昭和56年 3 月 9 日
- 5 職 員 数 90名
- 6 主な事業内容
 - (1) 保育所の経営
 - (2) 障害福祉サービス事業の経営
 - (3) 移動支援事業の経営
 - (4) 福祉ホームの経営
 - (5) 地域子育て支援拠点事業の経営
 - (6) 一時預かり事業の経営
 - (7) 障害児通所支援事業の経営
 - (8) 相談支援事業の経営

議案第54号

阿久根小学校20号棟長寿命化改修工事（建築）請負契約の締結について

阿久根小学校20号棟長寿命化改修工事（建築）請負契約を次のとおり締結する。

令和6年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 阿久根小学校20号棟長寿命化改修工事（建築） |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 211,200,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 阿久根市波留1074番地1
株式会社タイセイ工務店
代表取締役 大 田 輝 美 |

提案理由

阿久根小学校20号棟長寿命化改修工事（建築）の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿久根市条例第20号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第54号参考

1 阿久根小学校20号棟長寿命化改修工事（建築）の入札結果

入札者	順位	入札額
株式会社タイセイ工務店	1	192,000,000円
阿久根建設株式会社	2	192,500,000円

（入札額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。）

2 契約者の概要

- (1) 商号又は名称 株式会社タイセイ工務店
- (2) 代表者氏名 代表取締役 大田 輝 美
- (3) 所在地 阿久根市波留1074番地1
- (4) 建設業許可番号 鹿児島県知事 許可（特－2）第6262号
- (5) 営業年数 昭和57年1月から42年間
- (6) 従業員数 40人
- (7) 許可を受けている業種
特定建設業 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業
- (8) 資本金 20,000,000円

3 契約保証の概要

- (1) 契約保証金 21,120,000円
- (2) 保証の種類 保証事業会社
- (3) 保証会社名 西日本建設業保証株式会社

議案第55号

阿久根中学校23号棟長寿命化改修工事（建築）請負契約の締結について

阿久根中学校23号棟長寿命化改修工事（建築）請負契約を次のとおり締結する。

令和6年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 阿久根中学校23号棟長寿命化改修工事（建築） |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 173,580,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 鹿児島市下荒田四丁目16番5号
阿久根建設株式会社
代表取締役 江 藤 喜一郎 |

提案理由

阿久根中学校23号棟長寿命化改修工事（建築）の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿久根市条例第20号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第55号参考

1 阿久根中学校23号棟長寿命化改修工事（建築）の入札結果

入札者	順位	入札額
阿久根建設株式会社	1	157,800,000円
株式会社タイセイ工務店	2	157,980,000円

（入札額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。）

2 契約者の概要

- (1) 商号又は名称 阿久根建設株式会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役 江 藤 喜一郎
- (3) 所在地 鹿児島市下荒田四丁目16番5号
- (4) 建設業許可番号 鹿児島県知事 許可（特－5）第15551号
- (5) 営業年数 昭和24年9月から75年間
- (6) 従業員数 47人
- (7) 許可を受けている業種
特定建設業 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業、解体工事業
- (8) 資本金 25,000,000円

3 契約保証の概要

- (1) 契約保証金 17,358,000円
- (2) 保証の種類 保証事業会社
- (3) 保証会社名 西日本建設業保証株式会社

議案第56号

阿久根市役所出張所設置条例及び阿久根市公民館条例の一部
を改正する条例の制定について

阿久根市役所出張所設置条例及び阿久根市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

旧大川中学校の校舎に大川出張所を移転するとともに、大川地区公民館の機能を拡充するため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市役所出張所設置条例及び阿久根市公民館条例の一部
を改正する条例

(阿久根市役所出張所設置条例の一部改正)

第1条 阿久根市役所出張所設置条例（昭和27年阿久根市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「管轄区域」を「所管区域」に、「8219番地1」を「8211番地1」に改める。

(阿久根市公民館条例の一部改正)

第2条 阿久根市公民館条例（昭和54年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「阿久根市に」を「本市に」に、「次の」を「、次の」に改め、同条の表中「8219番地1」を「8211番地1」に改め、同表に次のように加える。

阿久根市大川地区公民館分館	阿久根市大川8219番地1
---------------	---------------

別表の1の表大川地区公民館の部を次のように改める。

大川地区公民館	会議室1	180	270	550
	会議室2	180	270	550
	会議室3	180	270	550

別表の1の表中

「

脇本地区公民館 分館	研修室A	330	440	770
	研修室B	330	440	770
	研修室C	330	440	770
	研修室D	330	440	770
	屋内運動場	440	440	1,100
	照明施設1時間につき	440		

」

を

脇本地区公民館	研修室 A	330	440	770
	研修室 B	330	440	770
	研修室 C	330	440	770
	研修室 D	330	440	770
	屋内運動場	440	440	1,100
	照明施設 1 時間につき	440		
大川地区公民館分館	講堂	330	440	880
	調理室	440	550	1,100
	その他の室	220	330	660

に改める。

別表の 2 の表を次のように改める。

2 冷暖房使用料

施設	会議室名	冷暖房(1 時間につき)
脇本地区公民館	第 1 集会室	550円
	第 2 集会室	550円
	会議室 (ステージ)	330円
	図書室	110円
	会議室	220円
	研修室 (和室) A	110円
	研修室 (和室) B	110円
大川地区公民館	会議室 1	100円
	会議室 2	100円
	会議室 3	100円
大川地区公民館分館	講堂	220円
	その他の室	100円

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

議案第57号

阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年11月29日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

子ども医療費の助成について、現物給付方式の対象を拡大するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年阿久根市条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を「阿久根市子ども医療費の給付に関する条例」に改める。

第1条中「助成」を「給付」に改める。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を削る。

第3条を次のように改める。

（対象者）

第3条 医療費の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、かつ、医療保険各法の規定による被保険者、被扶養者若しくは組合員である子どもを現に監護している者又は自ら医療費を負担している子どもとする。ただし、これらの者が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例（昭和49年阿久根市条例第43号）の規定により医療費の助成を受ける者
- (3) 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年阿久根市条例第12号）の規定により医療費の助成を受ける者

第4条の見出しを「（医療費の給付）」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、子どもが病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「保険医療機関等」という。）において保険給付を受けたときは、保険医療機関等に対して医療費を支払うことにより、対象者に医療費を給付するものとする。

第4条第3項中「助成対象児」を「子ども」に、「助成を受ける者

が当該助成」を「給付を受ける対象者が当該給付」に、「支払った証明手数料のうち」を「証明手数料を支払ったときは」に、「助成する」を「給付する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

給付する医療費の額は、月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額に相当する額とする。ただし、対象者が次の各号に掲げる給付を受けるときは、当該各号に定める給付に係る額に相当する額を控除した額とする。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、対象者に対して、直接、医療費を給付するものとする。

第5条第1項中「助成対象者」を「対象者」に、「助成金」を「子ども医療費」に改め、同条第2項中「助成対象者」を「対象者」に改める。

第10条を第12条とする。

第9条の見出し中「助成金」を「医療費」に改め、同条各号列記以外の部分中「助成金の支給」を「医療費の給付」に、「支給した助成金」を「給付した医療費」に改め、同条第1号中「助成金の支給」を「医療費の給付」に改め、同条第2号中「助成対象児」を「子ども」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出しを「(医療費の額の決定)」に改め、同条中「前条第1項の申請があったとき、又は同条第2項の規定による申請があったものとみなされる」を「前条第1項の規定による請求又は同条第2項の規定による申請があった」に、「助成金の」を「給付する医療費の」に、「当該申請に係る受給資格者に助成金を支給」を「給付」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出しを「(医療費の給付の請求及び申請)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

市長は、受給資格者が前条の規定により県内の保険医療機関等で受給資格者証を掲示して保険給付を受けたときは、鹿児島県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部からの請求により、第4条第1項の規定による支払をするものとする。

る。

- 2 受給資格者は、第4条第2項の規定により医療費の給付を受けるときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第7条第3項中「第1項の」を「前項の規定による」に、「助成対象児」を「子ども」に改め、同条を第9条とする。

第6条の2の見出し中「被保険者証等」を「受給資格者証」に改め、同条中「助成対象児」を「受給資格者は、子ども」に改め、「医療保険各法に規定する被保険者等であることを証する書面（以下「被保険者証」という。）とともに」を削り、同条を第8条とする。

第6条中「助成金」を削り、同条を第7条とする。

第5条の2中「助成対象者」を「対象者」に、「助成対象児」を「子ども」に改め、同条を第6条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の阿久根市子ども医療費の給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の給付について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 改正後の条例第5条第1項の規定による受給資格者の登録及びこれに関する必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部改正）

- 4 阿久根市個人番号の利用等に関する条例（平成27年阿久根市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「阿久根市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年阿久根市条例第33号）による医療費の助成」を「阿久根市子ども医療費の給付に関する条例（昭和48年阿久根市条例第33号）による医療費の給付」に改める。

別表第２中「阿久根市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成」を「阿久根市子ども医療費の給付に関する条例による医療費の給付」に改める。

